

# ゴミ出しのルールを守ってほしい

最近、ごみ出しのルールを守らずにごみを出す人が増えていきます。そのため猫やカラスがごみを荒らし、近所の人が迷惑しています。ごみを出すときは、次のことに注意してください。



ルールを守らないと、片付けなどのお世話をする隣組長さんたちも困るんだじょー

何週目ではなく、何回目の収集曜日かで確認するんだじょー

## もえないごみを出す日、間違えていませんか？

出す日を再確認しましょう

※市ホームページにカレンダー形式で掲載

### ●ビン・缶

2回目と4回目の決められた曜日

### ●その他のもえないごみ

3回目の決められた曜日

### ●ペットボトル・白色トレイ

1回目と3回目の決められた曜日

### カレンダーの見方

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1	2	3
				1回目		
4	5	6	7	8	9	10
	1回目			2回目		
11	12	13	14	15	16	17
2回目				3回目		
18	19	20	21	22	23	24
	3回目			4回目		
25	26	27	28	29	30	1
	4回目			5回目 収集なし		

特に、もえないごみの収集日間違いが多くなっています。確認のポイント  
左記のカレンダーのように、カレンダーを縦に見ることで、何回目の曜日か、わかりやすくなります。

### ～注意すること～

- ◇夜10時までに出す
- ◇決められた場所に出す
- ◇指定ごみ袋の口は必ず結ぶ
- ◇正しく分別する
- ◇収集日を確認して出す

※収集日は地区ごとに「ごみの正しい出し方」(広報「大野城」3月15日号に折り込み)に掲載しています。  
また、市ホームページでもカレンダー形式で掲載しています。

※ルールを守らずに出されたごみは、警告シールが貼られ、収集されません(夜10時以降に出されたごみは警告シールが貼られていない場合があります)。警告理由を確認し、次の収集日に出し直してください。

※分別については、全世帯に配布している「ごみの正しい出し方」(市民館で配布)や、公民館や問い合わせ先に置いている「ごみ分別一覧表」を参考にしてください。また、市ホームページにも掲載しています。

### もえないごみ置き場の確認を

もえないごみ(「ビン・缶」「その他のもえないごみ」「ペットボトル・白色トレイ」)は、専用のごみ置き場がある共同住宅を除いて、地区で決められたごみ置き場に出してください。

決められたごみ置き場以外の場所に出されたごみは回収できません。

もえないごみを効率良く収集するため、協力をお願いします。

もえないごみ置き場は、地区によって変更される場合があります。

特に4月から6月までは変更されることが多い時期ですので、公民館などで確認してください。

### 不法投棄は犯罪です

ごみの不法投棄は、山や街の環境を汚し、他人に大きな迷惑を掛ける犯罪です。市では警察と連携を取りながら、不法投棄者の調査をしています。



違反した場合は、法律により5年以下の懲役、または1千万円以下の罰金という罰則が定められています。ルールを守って正しくごみを出しましょう。

### ●問い合わせ先

◇市が管轄する道路の場合  
建設管理課施設担当  
☎(580)1883

◇市が管轄する林道の場合  
建設管理課工務担当  
☎(580)1881

◇市が管轄する山林の場合  
環境・最終処分場対策課環境政策担当  
☎(580)1886

◇ごみ袋に入ったごみ・その他の場合  
環境・最終処分場対策課廃棄物・最終処分場担当  
☎(580)1889